

市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務 公募型プロポーザル 募集要項 骨子（案）

概要について

2019.02.22 第1回選定委員会

募集要項 目次構成（案）

事業者選定に係る主な方針

- | | | | |
|---|----------|----|---------------|
| 1 | はじめに | 9 | 本募集要項に対する質疑 |
| 2 | 目的 | 10 | 一次審査 |
| 3 | 公告日 | 11 | 二次審査 |
| 4 | 発注者 | 12 | 契約に関する基本的な考え方 |
| 5 | 業務概要 | 13 | 監理技術者の専任 |
| 6 | 選定方法 | 14 | 技術提案の責任の所在 |
| 7 | 実施スケジュール | 15 | 提出資料の取扱い |
| 8 | 参加資格 | 16 | その他 |

1 はじめに

市民会館跡地エリア整備事業に係る複合施設等の設計・施工業務の一括発注については、**公募型プロポーザル方式**による応募事業者からの提案に基づき、受託候補者の選定を行う。

2 目的

民間ノウハウを活用したより魅力ある施設の実現、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減の期待ができる**設計・施工一括による性能発注**を行うもの。

「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」や「市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務要求水準書」の記載内容に加え、本市の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、今後のまちづくりにおけるキービジュアルとなるようなデザイン性や、優れた技術提案を、公募型プロポーザルにより幅広く求め、受託候補者を選定することを目的とする。

3 公告日

平成31年（2019年）7月下旬

4 発注者

発注者 茨木市

事務局 茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課

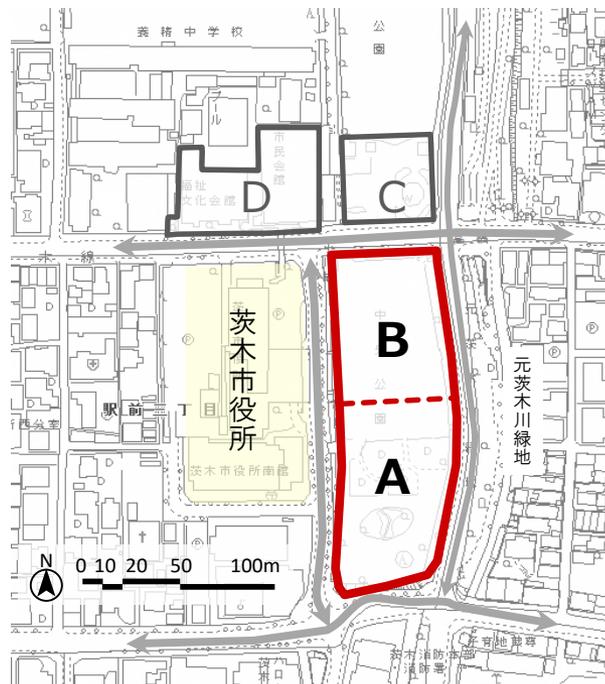
5 業務概要

業務場所

茨木市駅前3丁目9

敷地A 現中央公園南側緑地

敷地B 現中央公園南グラウンド



敷地A 整備対象施設

- ホール等施設
- 子育て世代包括支援センター
(いばらき版ネウボラ)
- 市民活動センター
- 中条図書館
- プラネタリウム
- 飲食施設
- 駐車場・駐輪場
- 植栽等外構施設

※ 既存樹木等の移植、伐採含む

敷地B 整備対象施設

- 大屋根
- 屋根付き通路
- 駐輪場
- 広場
- 植栽等外構施設

※ 既存施設（工作物等）の撤去含む

参考提案…敷地C・Dの活用提案

- 一体的なまちづくりを目指すため、整備対象外となる敷地C・D：将来の第二期事業についても賑わい空間等の公園整備イメージの参考提案をもらう予定。

5 業務概要

業務内容

設計業務

本施設建設に係る基本設計、実施設計及び関連業務
※関連業務には、許認可申請、交付金関連資料作成、
市民ワークショップ開催を含む。

施工業務

本施設建設に係る建築工事、電気設備工事、
機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び関連工事
※関連工事には、既存樹木等の移植・伐採及び
工作物の撤去を含む。

工事監理業務

工事監理業務

その他関連業務

その他関連業務
※上記に関連する業務、開館準備への協力など

詳細は要求水準書にて整理予定

履行期間

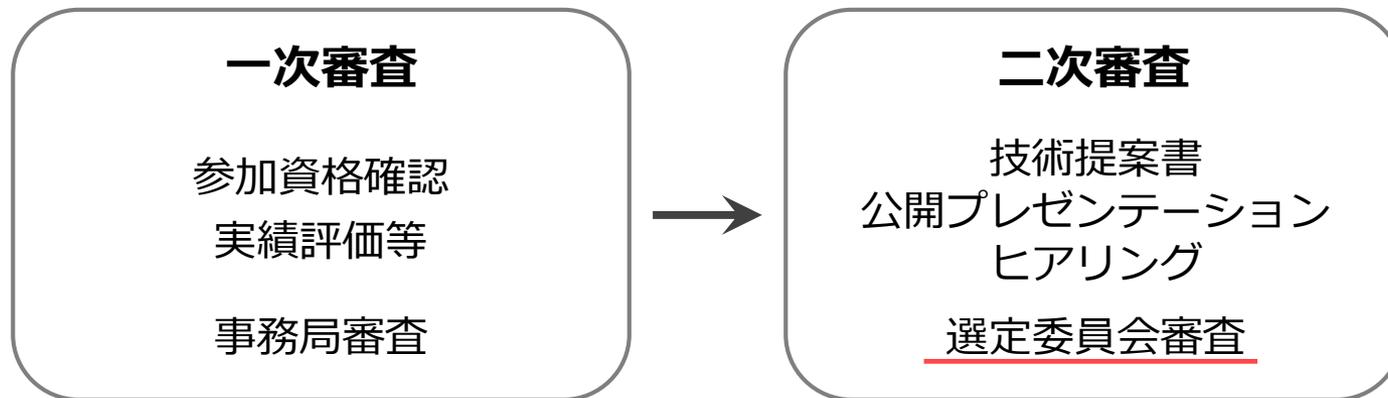
契約締結日 ～ 平成35年（2023年）9月末日

上限価格

今後設定する

6 選定方法

本業務の受託候補者及び次点者の選定は、中立かつ公正に審査を行うために、「茨木市市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会」を設置し、審査基準に基づき評価、選定する。



選定は一次審査及び二次審査による2段階審査とし、審査基準の詳細は今後検討・整理を進める。

7 実施スケジュール

項目	時期
募集に係る方針（実施方針）の公表	平成31年3月下旬～4月上旬
公告・公募手続きの開始	平成31年7月下旬
質問書の提出	平成31年7月下旬～8月上旬
質問への回答	平成31年8月中旬
一次審査書類（参加表明書等）の提出	平成31年8月下旬
一次審査結果の通知	平成31年9月上旬
二次審査書類（技術提案書）の提出	平成31年11月下旬
技術提案に関するプレゼンテーション（公開）	平成31年12月中旬
受託候補者の選定（二次審査結果の通知・公表）	平成31年12月下旬
仮契約の締結	平成32年2月上旬
本契約の締結（3月議会議決事項）	平成32年3月中旬
市民参加によるシンポジウム開催	平成32年3月下旬

※ 時期は予定であり、状況により前後する

8 参加資格

設計事業者、施工事業者による共同企業体であることを、応募者の基本的要件とする。

…ホールを含む複合施設であり、高度な設計ノウハウが必要となること、設計と建設の各企業の組合せにより、より幅広い応募が期待できること、建設事業者単独による設計施工の問題点（コスト優先の懸念）等を考慮。

応募者の資本関係や人的関係、各事業者における同種・類似施設の実績等の基準を定める参加資格要件等については、今後さらに検討・整理を進める。